

栃木県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 県の交付する栃木県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援補助金については、令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の実施について（令和7年12月25日老発1225第3号厚生労働省老健局長通知）の別紙「令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業 実施要綱」（以下「実施要綱」という。）、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 補助金の名称、交付の目的、交付の対象である事務又は事業の内容、交付率又は金額及び交付の相手方は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	交付の目的	交付の対象である事務又は事業の内容	交付率又は金額	交付の相手方
栃木県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援補助金	介護分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、必要な対応を行うこととされている令和8年度介護報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行うことを目的とする。	介護従事者に対して幅広く賃上げ支援を実施し、生産性向上や協働化に取り組む介護サービス事業所又は介護保険施設（介護予防・日常生活支援総合事業を含む。以下「介護サービス事業所等」という。）の介護職員に対して賃上げ支援を上乘せするとともに、介護職員について、職場環境改善に取り組む介護サービス事業所等の支援を行う。	10/10 ただし実施要綱5に定める額の範囲内	実施要綱4に定める介護サービス事業所等を運営する者

(交付の申請等)

第3条 補助金等の交付を受けようとする者が規則第4条の規定により、提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援補助金交付申請兼請求書	規則の別記様式第1	1	1 事業計画書（基本情報入力シート）	実施要綱の別紙様式2	1	知事が別に定める日
			2 事業計画書（処遇改善加算対象サービス総括表）	実施要綱の別紙様式2-1	1	
			3 事業計画書（処遇改善加算対象外サービス総括表）	実施要綱の別紙様式2-2	1	
			4 事業計画書（個票）	実施要綱の別紙様式2-3	1	

(交付の決定)

第4条 県は申請があったときは、実施要綱5に規定する方法により算出した補助額に基づき交付の決定をするものとする。なお、交付の決定に際して必要があるときは、申請に係る事項につき修正を加えて交付の決定をすることがある。

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（次条の軽微な変更又は実施要綱8（4）の規定により知事への届け出たものを除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。

(軽微な変更)

第6条 前条第1号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業費又は事業量の20パーセント以上の減少となる変更をすること。

(変更の承認)

第7条 第5条第1号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書（様式第1号）に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(実績の報告)

第8条 規則第13条の規定により、提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県介護人材確保・職場環境改善等補助金に係る事業の実績報告書	規則の別記様式第2	1	1 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業 実績報告書	実施要綱の別紙様式3-1	1	知事が別に定める日
			2 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業実績報告書（施設・事業所別個表）	実施要綱の別紙様式3-2	1	

附 則

- 1 この要領は、令和8（2026）年3月19日から適用する。
- 2 この要領は、令和9（2027）年3月31日限り、その効力を失う。